

柏崎民商会報

18年 4月23日

〒九四五〇八二一
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二二二一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

税務署からの呼び出し？

あわてずに、役員や事務局と相談を

3月の集団申告から一ヶ月以上が過ぎました。この間、事務局長の知り合いが「せがれが住宅取得控除を何年もしてないんだが」と相談。確定申告をして、所得税が、5年間さかのぼり、約30万円が還付になりました。

4月に入り、数名の会員さんへ「税務署からのお尋ね・呼びだし」の文書が郵送されています。2013年（H25年）の改悪国税通則法施行後、税務署に呼び出して帳簿などを検査する机上調査を行い、修正申告をさせるやり方が急増。2015年（H27年）の会員さんへの事後調査では、事務局の立ち会い拒否。税務署の徴税攻勢、強硬姿勢が強まっています。会員はもちろんですが、会外業者にも「税務署からのお尋ねや呼びだし文書等」にはあわてずに、



「書等」にはあわてずに、役員や民商に相談するように、声を掛け合いましょう。

税務署に消費税分納集団申請を

4月25日（水）に行います

消費税は、2014年（H26年）4月から税率5%から8%へ、1・6倍の大増税になりました。「こんなに高い消費税は、1回で払えない！」という料飲支部の会員さんの声に応え、民商は、4年前から消費税の分納相談を税務署へ集団で行うようにしました。

今年は、3月23日

に「消費税・所得税の分納・換価の猶予の相談学習会」を開催するなど、集団申請の準備を進めてきました。今年



は6名の会員さん（19日現在）が申請を行う予定ですが、5名の方が初めて換価の猶予申請をします。

税務署への集団申請は、25日（水）の午後から行います。

「換価の猶予」申請は、納付期限から6ヶ月以内の所得税と消費税が対象になります。まだ間に合います。分納希望者は事務所に問い合わせ下さい。

今週の商工新聞に

柏崎からのニュースが掲載！



商工新聞は、全国の民商の取り組みや営業と生活を守るための情報が毎

週たくさん掲載。今年2回めの掲載になります。探して読んで、事務所に報告ください。

5月の弁護士無料法律相談は9日
相談希望者は民商事務所に連絡下さい。



4月30日号の商工新聞は休刊です
大型連休の印刷・輸送事情により休刊。次号は5月7日号からになります。